

令和8年度第1回駒来塾運営委員会次第

日時 令和8年7月15日（水）

午前10時～

場所 小牧市役所本庁舎3階301会議室

1 あいさつ

2 委員・事務局紹介

3 委員長・副委員長選出

4 議 事

（1）学習支援事業「駒来塾」概要について

（2）令和8年度の駒来塾事業について

5 意見交換

6 その他

（1）こども性暴力防止法について

（2）第2回駒来塾運営委員会 令和9年2月予定

小牧市学習支援事業「駒来塾」運営委員会委員

任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

氏 名	備 考
野田 幹広	学識経験者
松浦 恵美	小牧市立中学校校長
山本 幾男	学習支援員
光部 明美	学校地域コーディネーター
宮崎 恵梨	小牧児童館館長
梶田 光俊	小牧市社会福祉協議会 ボランティアセンター所長

※太字は新委員

令和 2 年 2 月 1 4 日

3 1 小こ第 2 3 6 6 号

(設置)

第 1 条 十分な教育環境に恵まれていない中学生の主体的な学習習慣の定着及び学力の向上を図るための学習支援事業「駒来塾」(以下「駒来塾」という。)を適正かつ円滑に実施するため、小牧市学習支援事業「駒来塾」運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 駒来塾の実施に当たり、具体的な運営方法に関すること。
- (2) その他駒来塾の実施に必要な事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 駒来塾の学習支援員
- (3) 小牧市立中学校の校長
- (4) 小牧市立学校地域コーディネーター
- (5) 小牧市児童館の所長又は館長
- (6) 小牧市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(小牧市学習支援事業「駒来塾」検討委員会設置要綱の廃止)

2 小牧市学習支援事業「駒来塾」検討委員会設置要綱（平成29年3月31日28小こ第2493号）は、廃止する。

学習支援事業「駒来塾」概要について

- 1 概 要 家庭環境により家で学習する機会がない、経済的理由により学習塾に通えないなど、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に、教員 OB や教員を志望する大学生など地域の協力を得て、一定レベルの学力が定着できるよう学習支援活動を行う。
- 2 対 象 市内中学校に通学する、中学 1 ～ 3 年生。
家庭環境により家で学習する機会がない、経済的理由により民間の学習塾等へ通っていない生徒。
- 3 講 師 教員 OB、大学生、地域のボランティアなど
- 4 学習内容 宿題や教科書等を持参しての自主学習を基本とし、学習の支援を行う。
テスト後には復習なども実施している。
- 5 実施日時
東部、北里、味岡、小牧：毎週木曜日 18：30～20：00 （全 46 回）
南部：毎週水曜日 18：30～20：00 （全 46 回）

6 実施場所 5 地区

地区	会場	対象校
東部	東部市民センター 学習室・視聴覚室	篠岡中、桃陵中、光ヶ丘中
北里	北里市民センター 集会室	北里中、小牧西中
味岡	味岡市民センター 視聴覚室	味岡中、岩崎中
小牧	中部公民館 会議室 1、2	小牧中
南部	南部コミュニティセンター 小会議室	応時中

7 料 金 無料

8 事業実施経緯

平成 28 年度	教育長、こども政策課、福祉総務課、学校教育課により、事業の検討、モデル事業の実施方法などの事業概要を決定。
平成 29 年度	検討委員会の開催（7 回）。講師・塾生募集。モデル事業として同年 8 月より東部地区（篠岡中、桃陵中、光ヶ丘中）、北里地区（北里中）開始。
平成 30 年度	検討委員会開催（3 回）。 東部地区、北里地区に加え、同年 8 月より味岡地区（味岡中、岩崎中）開始。また、北里地区に小牧西中を加える。
令和元年度	検討委員会開催（2 回）。 同年 8 月より小牧地区（小牧中、応時中）開始。全ての中学校区が対象となる。
令和 2 年度	運営委員会開催（年 2 回）
令和 3 年度	運営委員会開催（年 2 回） 入塾の時期を 1 ヶ月前倒し。 夏休み中の追加募集を開始

令和 4 年度	運営委員会開催（年 2 回） 小学 6 年生向け見学会募集（東部地区）
令和 5 年度	運営委員会開催（年 2 回） 追加募集にあわせて中学生向け見学会を実施 小学 6 年生向け見学会実施（全地区）
令和 6 年度	運営委員会開催（年 2 回） 追加募集にあわせて中学生向け見学会を実施 小学 6 年生向け見学会実施（全地区）
令和 7 年度	南部駒来塾 開設、運営委員会開催（年 2 回） 追加募集にあわせて中学生向け見学会を実施 小学 6 年生向け見学会実施（全地区）、随時募集実施
令和 8 年度	運営委員会開催（年 2 回） 小学 6 年生向け見学会実施（全地区） 追加募集にあわせて中学生向け見学会を実施（南部会場除く） 随時募集実施

9 生徒募集方法

- ・全中学校生徒へチラシを配布し、申込用紙は学校ごとにまとめて回収してもらう。
- ・別途生活保護受給世帯向けへの周知は他課へ協力を依頼する。
- ・応募締め切り後、保護者を含めた個別面接を実施し、支援の必要度に応じて点数化し、入塾を決定している。

※ 定員を上回る応募があった場合、面接結果や家庭環境等を総合的に勘案し、塾生の決定を行う。

10 講師について

- ・学習支援員（教員免許取得者）、学習サポーター（大学生や地域のボランティア等）に講師をお願いする。
- ・学習支援員として教員OBに運営の核としてご協力いただくため、退職教職員へ個別依頼し、募集を実施する。サポーターについては、広報こまき、ホームページで募集する。

謝礼：学習支援員 1, 480 円／1 時間（交通費込）

学習サポーター 1, 200 円／1 時間（交通費込）

11 参加者数

令和 7 年度

地区	生徒数	講師の配置
東部	32 名	支援員 8 名、サポーター 8 名
北里	18 名	支援員 6 名、サポーター 2 名
味岡	23 名	支援員 8 名、サポーター 2 名
小牧	19 名	支援員 5 名、サポーター 7 名
南部	15 名	支援員 5 名、サポーター 3 名
計	107 名	支援員 32 名、サポーター 22 名

令和8年度 駒来塾地区別学年別生徒人数

資料4

		※R8年度 4月人数	R8年度 5/27・5/28 新規人数	R8年度 5/27・5/28 合計人数	施設利用定員 ×2/3
東部会場 (視聴覚室・学習室)	3年	8	1	9	50
	2年	7	0	7	
	1年	3	3	6	
	合計	18	4	22	
北里会場 (集会室)	3年	5	1	6	30
	2年	3	1	4	
	1年	4	3	7	
	合計	12	5	17	
味岡会場 (視聴覚室)	3年	8	2	10	40
	2年	2	2	4	
	1年	3	2	5	
	合計	13	6	19	
小牧会場 (会議室1・2)	3年	5	0	5	40
	2年	3	0	3	
	1年	2	4	6	
	合計	10	4	14	
南部会場 (小会議室)	3年	3	1	4	13
	2年	6	0	6	
	1年	3	4	7	
	合計	12	5	17	
総合計	3年	29	5	34	173
	2年	21	3	24	
	1年	15	16	31	
	合計	65	24	89	

※4月の生徒数: 小学校見学会にて入塾した生徒を含む
 ※追加入塾可能人数は施設利用定員、各会場の塾長との相談の上算出
 ※新規受入可能人数を超えた場合は、塾長と個別に調整が必要
 (南部は塾長と相談の上、17人受け入れ)

各地区学習支援員・サポーター配置

地区	学習支援員	学習サポーター	計
東部	8	8	16
北里	6	2	8
味岡	6	2	8
小牧	5	3	8
南部	4	4	8
計	29	19	48

学習支援事業「駒来塾」

資料 5



入塾を希望する生徒のための
見学・体験会の案内です。

見学・体験会案内！

こまきじゅく
駒来塾とは・・・

家庭環境により家で学習する機会がない、経済的理由その他の事情により学習塾に通えない等の中学生を対象に、退職教職員や大学生などの支援を受けながら、教科の復習や宿題など、無料で学習ができる場。

記

1. 対象中学校及び開催会場

東部地区：篠岡中、桃陵中、光ヶ丘中	：東部市民センター視聴覚室
北里地区：北里中、小牧西中	：北里市民センター集会室
味岡地区：味岡中、岩崎中	：味岡市民センター視聴覚室
小牧地区：小牧中、小牧西中、 応時中	：中部公民館会議室1、2

※南部地区は定員に空きがないため、募集いたしません。

応時中のお子様は、小牧地区にて募集をいたします。

2. 実施日時

毎週木曜日 午後6時30分～8時 ※午後6時より自習可

3. 見学会

- ・駒来塾の入塾を検討する中学生を対象に見学会・面接を実施します。

7月23日（木）：東部・北里

7月30日（木）：味岡・小牧

※当日、希望者は実際に体験することも可能です。

【7月14日（火）見学・体験会申込締切】

詳細・申込についてはこちら



4. 申込方法（8月下旬～9月初旬より入塾可）

- ・見学・体験会当日に申込を希望される方は、見学・体験会終了後、引き続き面接を実施しますので、保護者の方も一緒にお越しください。裏面の申込書をご記入、ご持参の上、提出をお願いします。

※ 兄弟姉妹が申込みする場合は、それぞれ用紙を提出してください。

募集生徒数を越える申込の場合等、面接結果を勘案して決定するため、入塾できない場合がありますので、ご了承ください。

- ・見学・体験会以降に入塾を希望する場合は、こども政策課まで連絡をお願いします。

【問合せ先 小牧市役所 こども政策課 青少年育成係 電話 0568-76-1179】

小牧市学習支援事業「駒来塾」参加申込書

(宛先) 小牧市長

学習支援事業「駒来塾」に参加したいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな 生徒氏名		性別	男 ・ 女
中学校名 学年	中学校 年	生年月日 平成 年 月 日	
住 所	〒 —		
保護者氏名		続柄	父 ・ 母 その他 ()
電話番号	自宅 () 携帯 〈 父・母・その他() 〉	E-mail アドレス	〈 父・母・その他() 〉
移動方法	車 ・ 自転車 ・ 徒歩 ・ バス ・ その他 ()		

※兄弟姉妹が参加する場合は、それぞれ提出すること。

保 護 者 同 意 書

- 1 私は、駒来塾を理解し、駒来塾の実施場所への移動に責任を持ち、上記の者を参加させることに同意します。
- 2 私は、この申込書に記入した個人情報が、駒来塾に関係する市の機関と情報共有されることに同意します。
- 3 私は、駒来塾の参加申込みに当たり、面接時に申告する内容が事実であることを確認するために、市長と教育委員会との間で私の世帯の情報を共有し、及び職員が公簿を閲覧することについて同意します。

年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____

2026年
12月25日
施行予定



「こども

性暴力防止法」

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。

✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。

✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など



認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合
こどもと接する業務に就かせないなどの対応

